

株 主 各 位

証券コード 7150
2022年6月3日
松江市朝日町484番地19
株式会社島根銀行
代表取締役
頭 取 鈴 木 良 夫

第172期定時株主総会および普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第172期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会は、第2号議案として「定款一部変更の件（1）」を上程いたしますが、この議案につきましては、会社法第322条第1項に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染が収束していない状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のための適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等による事前の議決権行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日(木曜日)午後5時30分までに行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 島根県松江市朝日町484番地19 当行 本店（3階大会議室）
本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が前年同様減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項
(定時株主総会)
報告事項
1. 第172期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

2. 第172期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件 (1)
第3号議案 定款一部変更の件 (2)
第4号議案 取締役6名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

(普通株主様による種類株主総会)

決議事項

- 議 案 定款一部変更の件

お土産の廃止について

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shimagin.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- 発熱がある等、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

場所 島根県松江市朝日町484番地19 当行 本店（3階大会議室）
（末尾の「会場ご案内略図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



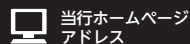
パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://www.e-sokai.jp>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。本年より「スマート行使」を採用しておりますので、ご活用ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

詳細については次頁をご覧ください。>>>

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」、連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。



<https://www.shimagin.co.jp/>

STEP 2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

インQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

STEP 2 議決権行使方法を選択

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、
議決権行使方法を選択

STEP 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

第172期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務の他に、代理業務、損害保険商品・生命保険商品の窓口販売業務、金融商品仲介業務などの附帯業務を行っております。

(金融経済環境)

2021年度のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、景気は一部に弱さがみられるものの持ち直しの動きが続きました。先行きについては新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かい、景気は持ち直していくことが期待されますが、ウクライナ情勢等、景気の下振れリスクを内包しています。

このような中、長期金利はロシアによるウクライナ侵攻やそれに伴うロシアに対する日米欧などの金融制裁を背景にした世界景気の悪化を懸念し、一時的に低下する局面がみられましたが、米国の利上げ加速観測を背景とした金利上昇圧力が波及し、3月後半には0.25%に上昇しました。

日経平均株価は金利上昇や原油価格の急騰を背景としたリスク回避の動きにより下落傾向が続きましたが、ロシアとウクライナの停戦協議の進展期待や世界経済の先行きに対する警戒感が和らいだことで上昇に転じ、3月後半には28,000円台に回復する場面がみられました。

為替は115円近辺の狭いレンジで推移しましたが、ウクライナ情勢の不透明感や原油高、米国金利の上昇などにより円安に振れ、3月後半には123円台まで円安が進みました。

こうした中、当地山陰の経済は設備投資や雇用・所得環境に緩やかな持ち直しの動きがみられたものの、観光関連などでは主要温泉地の旅館・ホテルの宿泊客数や空港利用者数は大幅に落ち込み、持ち直しの動きにやや一服感が見られました。

(事業の経過及び成果)

当行の第172期の業績につきましては、役職員一丸となって業績の向上と経営の効率化、顧客サービスの充実に努めてまいりました。また、SBIグループとの収益向上に係る各種連携を行った結果、次のようになりました。

預金につきましては、個人預金が増加しましたが、法人預金が減少したことなどから、全体では期中38億円減少し4,677億円となりました。また、貸出金は、地公体向け貸出金が減少しましたが、個人向け貸出金が増加したことなどから、全体で

は期中264億円増加し3,368億円となりました。有価証券は、受益証券が増加したことなどから、全体で期中50億円増加し1,222億円となりました。

総資産は前期比57億円減少し5,211億円となり、純資産は37億円減少し129億円となりました。

経常収益は、貸出金利息や役務取引等収益が増加しましたが、有価証券利息配当金や国債等債券売却益が減少したことなどから、全体では前期比10百万円減少し6,354百万円となりました。経常費用は、有価証券売却損が減少しましたが、与信関連費用及び営業経費が増加したことなどから、全体では前期比100百万円増加し6,094百万円となりました。この結果、経常利益は前期比111百万円減少の260百万円となり、当期純利益は前期比42百万円減少の280百万円となりました。

人員につきましては、前期末比2名増加の301名（出向36名除く）となっております。

店舗につきましては、前期末同様の33か店であり、店舗外現金自動設備も前期末同様13か所となっております。

（対処すべき課題）

当地山陰におきましては、人口の減少や少子高齢化の進行などにより、経済規模は縮小傾向にあり、景気回復を実感できるには至っておりません。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の縮小、それに伴う企業の資金繰り悪化等、多大なる影響が継続する中、ロシアのウクライナ侵攻やそれに伴うロシアに対する日米欧などの金融制裁を背景にした世界景気の悪化リスク等、更に先行きが不透明な情勢となっております。

このような中、当行はSBIグループと各種営業施策で連携を行うとともに、営業コストの最適化など、抜本的な収益改善策にも取り組んでまいりました。その結果、2021年度の銀行単体決算では、信用コストが当初予想に比べ、大幅に増加することとなりましたが、本業部門の収益力を示すコア業務純益は778百万円を確保することができ、当期純利益は280百万円となりました。信用コストは今後も一定程度の影響を想定しておりますが、これに対する当行の取組みといたしましては、「行内外の機能・影響をフル活用した企業支援室」と「営業店」の連携等を深化させ、ウィズコロナ・アフターコロナにおけるお客さまへの本業支援を一層加速させてまいります。また、この取組みを組織的で継続的なものとすることにより、地域金融機関としての使命である「地域経済の発展」、「地域社会への貢献」を果たしてまいります。

この他、当行はSDGsに賛同し、この達成に向け、創業来大切にしてきたお客さまと直接顔を合わせる「Face To Face」の良さを活かし、SBIグループとの二人三脚でデジタルシフトを推し進め、顧客中心主義を基本とした「次世代Face To Face」を実践する各種施策を強力に推し進めることにより、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	358,657	389,306	471,609	467,759
定期性預金	229,404	221,604	254,820	260,639
その他	129,253	167,701	216,788	207,119
貸 出 金	289,906	287,840	310,439	336,877
個人向け	105,512	107,516	106,453	138,726
中小企業向け	112,863	121,976	140,294	138,530
その他	71,530	58,347	63,691	59,620
有 価 証 券	86,631	104,621	117,190	122,275
国 債	43,135	29,112	31,032	28,206
その他	43,496	75,508	86,157	94,068
総 資 産	413,164	439,279	526,865	521,145
内 国 為 替 取 扱 高	730,736	803,332	795,119	715,644
外 国 為 替 取 扱 高	0百万ドル	－百万ドル	－百万ドル	－百万ドル
経常利益 (又は経常損失)	432	△1,906	371	260
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	323	△2,279	322	280
1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失)	58円28銭	△351円30銭	37円44銭	32円37銭

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失) は、当期純利益 (又は当期純損失) を期中の平均発行済株式数 (自己株式数を控除した株式数) で除して算出しております。

3. 2020年度より受益証券に係る収益、費用の計上区分の変更を行っており、当該会計方針の変更を遡及適用しておりますが、2018年度及び2019年度の経常利益 (又は経常損失) 及び当期純利益 (又は当期純損失) に影響はなく、1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失) に影響はございません。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	301人
平 均 年 齢	39年 3月
平 均 勤 続 年 数	16年 6月
平 均 給 与 月 額	385千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託44名、出向者36名を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

	当 年 度 末	
使 用 人 数	本 部 部 門	営 業 部 門
	71人	230人

- (注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託44名、出向者36名を含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末
島 根 県	店 うち出張所 24 (8)
鳥 取 県	9 (4)
合 計	33 (12)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を13か所（前年度末13か所）及びコンビニエンスストア内等をご利用いただける株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を26,253台（前年度末25,676台）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,489台（前年度末12,611台）、ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,542台（前年度末13,490台）それぞれ設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 1.当年度中に、以下の店舗の統合（※）を実施しました。

(※) 角盤町支店、黒田出張所

 ブランチ・イン・ブランチ（店舗内店舗）の形態で統合店舗所在地に移転しております。

2.平田支店及び大田支店を新設移転しております。

3.当年度において、店舗外現金自動設備の新設・廃止は以下の通りであります。

・店舗外現金自動設備の新設

 米子支店 米原出張所（米子市）

・店舗外現金自動設備の廃止

 学園通支店 キャスパル出張所（松江市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の称号又は名称
住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	367
---------------	-----

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
松江リース株式会社	松江市朝日町 484番地19	一般諸機械器具及び設備等の動 産のリースならびに売買・融 資、手形の割引及び債務の保証 業務・前項に附随又は関連する 一切の業務	80百万円	98.50%	子会社
しまぎんユーシー カード株式会社	松江市朝日町 484番地19	クレジットカード業務・金銭貸 付業務・信用保証業務・有価証 券の保有・信用調査業務・前項 に付帯又は関連する一切の業務	30百万円	5.00%	関 連 法 人 等

重要な業務提携の概況

1. SBIグループとの資本業務提携により、収益構造の変革によるコア業務純益の早期黒字化の実現及び企業価値の向上を目的とし、当行の顧客に対するSBIグループの幅広い金融商品・サービスの提供、SBIグループの資産運用ノウハウやグローバルなネットワークから得られるファンド情報等の活用による、当行の資金運用の高度化、SBIグループならびにSBIグループ出資先企業等有するテクノロジー等の活用を通じた、当行の顧客利便性の拡充及び営業コストの最適化、SBIグループ等における内外資金需要への対応等を行っています。
2. 株式会社SBI証券の子会社であるSBIマネープラザ株式会社と共同店舗の運営を行っており、SBI証券の豊富なラインナップを対面で顧客へ提案することで、資産運用のコンサルティング・アドバイスとともに多様な金融商品、サービスを提供しています。
3. 住信SBIネット銀行株式会社の「ミスター住宅ローンREAL」・「フラット35」の取扱いを行っており、商品ラインナップの拡充により、幅広い顧客のニーズに対応しています。
4. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
5. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
6. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
7. 中国総合信用株式会社（中国地区第二地銀協地銀等の共同出資により設立）において中国地区第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
8. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出・入金のサービスを行っております。
9. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出及び預入れサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

新型コロナウイルス感染症拡大が当行損益に及ぼす影響については、収益面においてSBIグループとの連携施策が順調に推移していることや、信用コストについても直近の傾向を踏まえ見積もっていることなどから、顕在化した場合においても影響は限定的であると見込んでおります。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その 他
鈴木 良 夫	取締役頭取（代表取締役）		
長 岡 一 彦	取締役常務執行役員 企画本部長		
名 越 昇	取締役（社外取締役）	社会福祉法人隠岐共生学園理事 (有)日建商事 代表取締役	
森 田 俊 平	取締役（社外取締役）	SBIホールディングス(株) 専 務 取 締 役 SBI地銀ホールディングス(株) 代 表 取 締 役	
浅 枝 芳 隆	取締役（社外取締役）	ウイングアーク1st(株)社外監査役 アスクル(株) 社外監査役	
片 寄 直 樹	常 勤 監 査 役		(注) 1
周 藤 智 之	監査役（社外監査役）	公 認 会 計 士	(注) 2
多々納 道 子	監 査 役	大 学 教 授	
市 川 亨	監査役（社外監査役）	SBIホールディングス(株) 常 勤 社 外 監 査 役 SBI地銀ホールディングス(株) 監 査 役	

- (注) 1. 常勤監査役片寄直樹氏は、長年にわたり当行の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 監査役周藤智之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、上記の他、後記「3. 社外役員に関する事項」に記載しております。
4. 当行は、執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当
竹 原 信 彦	執行役員業務監査室長
小 谷 周 作	執行役員営業本部長兼管理本部長
原 清	執行役員審査本部長兼審査管理グループ部長
野 津 一 人	執行役員本店営業部長

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年6月26日開催の第168期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額10,800万円以内（但し、使用人給与相当額は含まれておりません）、監査役の報酬限度額を年額2,160万円以内と決議をいただいております。また、2018年6月26日開催の第168期定時株主総会において、取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます）を対象に株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。信託に拠出する金銭の上限金額は、2事業年度ごとに取締役分として6,600万円（うち社外取締役分として400万円）、監査役分として800万円、合計7,400万円であります。なお、第168期定時株主総会終結時における取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）、監査役は4名であります。

2021年6月24日開催の第171期定時株主総会において、取締役及び監査役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定として、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり取締役分として92,800ポイント（うち社外取締役分として5,600ポイント）、監査役分として11,200ポイント、合計104,000ポイントとし、1事業年度当たり本信託が取得する当行株式数の上限は104,000株と決議いただいております。なお、第171期定時株主総会終結時における取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）、監査役は4名であります。

また、2010年6月25日開催の第160期定時株主総会において、社宅提供費用を取締役に対する金銭以外の報酬として、月額15万円以内と決議をいただいております。なお、第160期定時株主総会終結時における取締役の員数は6名（うち社外取締役0名）、監査役は4名であります。

②役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当行取締役会は当行の役員に対する報酬等を、社外取締役を除く取締役については基本報酬、業績連動賞与及び株式給付信託とし、社外取締役及び監査役については基本報酬、株式給付信託とすることを決定しております。

当行取締役会は当該基本報酬について、経済や社会の情勢を踏まえ、経営委任の対価として適切であり、かつ株主等に対して説明責任を十分に果たすことが可能であることに加え、当行の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする方針の決定をしており、当該業績連動賞与及び株式給付信託については、取締役の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、社外取締役を除く取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、社外

取締役にあつては監督を通じ、監査役にあつては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的とする方針の決定をしております。なお、業績連動賞与及び株式給付信託の制度設計にあつては、基本報酬と業績連動報酬の割合を70%：30%とすることを前提としております。

これらの役員個人別の報酬等については、株主総会において決定した役員報酬限度額及び株式給付信託に係る信託に拠出する金銭の上限金額及び付与される上限のポイント数の範囲内で、社外役員へ諮問の上、取締役会が社外役員からの答申内容を踏まえ決定しており、当該方法は当行の役員に対する報酬等の決定方針に沿う内容であると判断しております。

当行の役員報酬のうち業績連動報酬である業績連動賞与、株式給付信託ともに業績連動に係る指標は当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、経営の最終結果であり、かつ配当原資であることから株主への説明責任の観点からも適していると判断したものであります（ただし、社外取締役及び監査役は対象外）。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益250百万円であり、実績は280百万円となっております。

③会社役員の報酬等の総額等

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	その他
取締役 (社外取締役を除く)	2	43	26	16	—	0
監査役 (社外監査役を除く)	2	16	16	—	—	—
取締役 (社外役員)	2	6	6	—	—	—
監査役 (社外役員)	2	6	6	—	—	—

- (注) 1. 「報酬等の総額」には役員株式給付引当金、業績連動賞与引当金として費用処理した額を含んでおります。
2. 監査役（社外監査役を除く）及び社外役員の固定報酬には役員株式給付引当金として費用処理した金額が含まれております。
3. 「その他」は、社宅提供費用であります。
4. 上記の支給人数に、無報酬の取締役1名は含まれておりません。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
名 越 昇	当行は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額であります。
森 田 俊 平	
浅 枝 芳 隆	
片 寄 直 樹	当行は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定められた額または法令が規定する額のいずれか高い額であります。
周 藤 智 之	
多 々 納 道 子	
市 川 亨	

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。

- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

- イ 在任中の会社役員との間の賠償責任保険契約
該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
名越昇	社会福祉法人隠岐共生学園理事 当行は同法人に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 (有)日建商事代表取締役 当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。
森田俊平	SBIホールディングス(株)専務取締役 SBIアートオークション(株)代表取締役 SBIポイント(株)代表取締役 SBIインキュベーション(株)代表取締役 SBIビジネス・ソリューションズ(株)取締役 SBI Crypto(株)取締役 SBI EVERSPIN(株)代表取締役 SBIセキュリティ・ソリューションズ(株)取締役 SBI Mining Chip(株)取締役 SBI地銀ホールディングス(株)代表取締役 SBIグローバルアセットマネジメント(株)取締役 SBIデジタルアセットホールディングス(株)取締役 SBIネオファイナンシャルサービスズ(株)取締役 SBINFT(株)取締役 (株)SBI貯蓄銀行取締役
浅枝芳隆	ウイングアーク1st(株)社外監査役 アスクル(株)社外監査役
周藤智之	周藤公認会計士事務所所長 みらいサポート税理士法人社員
市川亨	SBIホールディングス(株)常勤社外監査役 SBIファイナンシャルサービスズ(株)監査役 SBIキャピタルマネジメント(株)監査役 SBIデジタルアセットホールディングス(株)監査役 SBIネオファイナンシャルサービスズ(株)監査役 SBI金融経済研究所(株)監査役 SBI地銀ホールディングス(株)監査役

(注) 取締役名越昇氏及び浅枝芳隆氏ならびに監査役周藤智之氏及び市川亨氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
名越昇	2年10ヶ月 (2019年 6月26日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	社外取締役として期待される役割として、金融関係業務に関する豊富な経験・知見を活かして、当行の経営に対して独立した立場からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
森田俊平	2年4ヶ月 (2019年 12月4日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	社外取締役として期待される役割として、SBIホールディングス株式会社の最高財務責任者としてSBIグループの経営戦略を経理・財務面から支えられるなど、財務及び会計分野における相当の専門知識に加え、経験と深い知見を活かしての発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
浅枝芳隆	2年4ヶ月 (2019年 12月4日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	社外取締役として期待される役割として、公認会計士としてのグローバルな会計監査経験及び専門的な知見及び事業会社における経営者としての経験の見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
周藤智之	2年10ヶ月 (2019年 6月26日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。	社外監査役として期待される役割として、公認会計士としての豊富な経験と高度な専門性と幅広い見地からの発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。
市川亨	1年10ヶ月 (2020年 6月24日就任)	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。	社外監査役として期待される役割として、金融関係業務に関する豊富な経験・知見に加え、SBIホールディングス株式会社の常勤社外監査役やSBIグループの監査役として、リスク管理における相当の専門知識に加え、経験と深い知見を活かしての発言を行っております。また、支店長会議に出席し、当行の経営方針及び経営計画等の内容ならびに対応状況等の把握に努めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳			
			固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	その他
社外役員	4	13	13	—	—	—

- (注) 1. 銀行から受けている報酬等には、役員株式給付引当金として費用処理した額3百万円が含まれております。
 2. 社外役員の固定報酬には役員株式給付引当金として費用処理した金額が含まれております。
 3. 上記の支給人数に、無報酬の取締役1名は含まれておりません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	18,600千株
		A種優先株式	18,600千株
	発行済株式の総数	普通株式	8,416千株
		A種優先株式	940千株
(2) 当年度末株主数	普通株式	4,340名	
	A種優先株式	1名	

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
S B I 地 銀 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	千株 1,747	% 20.76
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (証 券 投 資 信 託 口)	1,100	13.07
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	700	8.32
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	320	3.80
島 根 銀 行 職 員 持 株 会	315	3.74
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	199	2.36
光 通 信 株 式 会 社	176	2.09
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	97	1.16
秋 定 真 輔	80	0.95
南 聰 子	60	0.71

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(1,408株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。なお、控除する自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式97,955株を含んでおりません。
3. 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)が保有する株式数等のうち、2019年11月29日にSBI地域銀行価値創造ファンド(委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社)に対して実施した第三者割当増資に係るものが、1,092千株含まれております。

② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
S B I 地 銀 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	千株 940	% 100.00

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び種類ごとの数
取締役（社外取締役を除く）	—	—
社外取締役	—	—
監査役（社外監査役を除く）	—	—
社外監査役	—	—

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 黒川 智哉 指定有限責任社員 小林 豊和 指定有限責任社員 炭廣 慶行	60	(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由) 当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度の監査実績・監査報酬、同業他行の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意をしております。

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に、当行及び当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、60百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合、即ち1.職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、2.会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、3.心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、会計監査人に信用不安が発生した場合、その他継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生したと判断した場合には、解任又は不再任に関する議案の内容を監査役会で決定し株主総会に上程する方針です。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行が「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

①当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程及びそれに関する議事録管理要領に従い、以下の文書について適切に保存及び管理(廃棄を含む。)を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行う。

- (ア)株主総会議事録
- (イ)取締役会議事録
- (ウ)経営会議議事録
- (エ)業務監査会議議事録
- (オ)株主総会議事録謄本

イ. 前号に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて保存期間、管理方法等を文書管理規程で定める。

②当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ア. 業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。なお、各リスクの詳細な定義については、統合的リスク管理規程に定める。

- (ア)信用リスク
- (イ)市場リスク
- (ウ)流動性リスク
- (エ)オペレーショナル・リスク

- イ. 統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。
 - ウ. 統合的リスク管理の実践については、リスク資本計画を取締役会において決定し、管理状況について四半期に1回取締役会に報告する。また、統合的に管理するための具体的な施策として、「統合的リスク管理施策」を取締役会において決定し、管理状況について毎月、取締役会に報告する。
 - エ. 経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
- ③当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、付議事項については、事前に役付取締役及び本部長である執行役員によって構成される経営会議における議論を経て決定する。
 - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。
- ④当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。
 - イ. 代表取締役頭取はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
 - ウ. コンプライアンスの実践については、コンプライアンス体制全体の統合的な運営計画である「コンプライアンス統合プログラム」並びに本部及び営業店のコンプライアンス運営計画である「コンプライアンス個別プログラム」を策定するとともに、遵守すべき法令等の特定、チェック・監督体制、教育・研修の内容、実効性のフォロー体制、事故処理対策、各部門が所管する各種規程等の整備等を行い、取締役会において決定し、運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告する。
 - エ. 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には直ちに監査役および代表取締役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
 - オ. 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署及び外部機関(顧問弁護士)を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
 - カ. 利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
 - キ. 反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取り組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による当行の被害を最小化する。
 - ク. 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
 - ケ. 経営上重大な危機(不正、法令違反等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
 - コ. 財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当行グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。
 - サ. 金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮することで、地域金融機関としての公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。

- シ. 内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。
- ⑤ 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - (ア) 取締役及び業務を執行する社員の職務の執行については、子会社・関連会社に関する規程に従い、子会社等の経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項等について報告を受ける体制を構築する。
 - イ. 当行の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 業務活動に内在するリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整備する。なお、各リスクの詳細な定義については、統合的リスク管理規程に定める。
 - a. 信用リスク
 - b. 市場リスク
 - c. 資金リスク
 - d. オペレーショナル・リスク
 - (イ) 統合的リスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理規程を定め、統括管理部署及び個々のリスクについての所管部署並びに管理責任者を決定し、同規程に従った統合的リスク管理体制を構築する。
 - (ウ) 経営上重大な危機(地震・火事・事故等の災害、システムダウン、新型疾病等)が発生した場合には、経営危機管理規程に基づき、対策本部を設置するなど被害を最小化する体制を構築する。
- ウ. 当行の子会社の取締役及び業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (イ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職制規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定める。
- エ. 当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程(基本方針)及びコンプライアンス・マニュアル(遵守基準、具体的な手続・手順)を定める。
 - (イ) 代表取締役社長はコンプライアンスに関する最高責任者としてコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
 - (ウ) コンプライアンスの実践については、コンプライアンス・チェック表により、毎日、コンプライアンスの実施状況を管理し、コンプライアンスに関すると思われる案件等については、随時個別に代表取締役社長に報告する。
 - (エ) 組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適切な処理についての内部通報体制として、代表取締役社長及び当行の子会社を所管する部署又はコンプライアンス統括部署を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報処理規程に基づきその運用を行う。
 - (オ) 利益相反取引により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反管理規程を定め、利益相反管理体制を整備し、対象取引の監視や、利益相反取引の抽出、対応方法の決定など、顧客保護に努める。
 - (カ) 反社会的勢力による被害の防止については、反社会的勢力対応規程を定め、組織として外部専門機関との連携を図り、取引を含めた一切の関係遮断に取組むとともに、有事においては民事と刑事の法的対応を辞さず、裏取引や資金提供を禁止するといった基本方針に基づく取組により、反社会的な個人又は集団による民事介入暴力による被害を最小化する。
 - (キ) 財務報告に係る内部統制については、財務報告及び財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保が連結子会社及び持分法適用関連会社を含む当グループの社会的信用の維持・向上に資することを十分理解した上で、全ての役職員によって当該統制に係る体制を整備・確立し、自らの業務との関連において日常の業務活動の中で実践する。

(ク)金融円滑化の取組については、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程等に基づき、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、公共的使命及び社会的責任を全うする体制を構築する。

(ケ)内部者取引の管理については、金融商品取引法その他関係法令、及び内部者取引管理規程に基づき、重要事実の適切な管理と内部者取引の未然防止を図る体制を構築する。

⑥当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定する。また、監査役補助者の解任、人事異動、賃金等の改定についても、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、さらに、監査役補助者の評価は監査役が行うことで、取締役会からの独立を確保する。

イ. 監査役補助者は、専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し、業務の執行にかかる役職を兼務しない。

⑦当行の監査役への報告に関する体制

ア. 当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制

(ア)取締役及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

この報告としての主なものは以下のとおり。

- a. コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
- b. 業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
- c. 重要な会計方針及び会計基準変更
- d. 業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
- e. 通報システムの運用及び通報の内容
- f. 行内申請書及び会議議事録の回付の義務付け

イ. 当行の子会社の取締役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

(ア)取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

この報告としての主なものは以下のとおり。

- a. コンプライアンス体制、リスク管理体制に関わる状況
- b. 業務監査室における経営監査、拠点監査の状況
- c. 重要な会計方針及び会計基準変更
- d. 業績及び業績見通の発表内容、重要開示書類の内容
- e. 内部通報システムの運用及び通報の内容
- f. 社内申請書及び会議議事録の回付の義務付け

⑧前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に基づき、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を構築する。

⑨当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

- ⑩その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。
 - イ. 監査役が業務監査室の実施する経営監査、拠点監査にかかる実施計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、その修正等を求めることができる体制を構築する。また、経営監査、拠点監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策を求めることができる体制を構築する。
 - ウ. 監査役が会計監査人を監視し、会計監査人の取締役会からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける体制を構築する。また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役会の事前承認を要する体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る各書類については、行内規程等に従って適切に保存及び管理いたしました。
- ②当行の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ア. 取締役会においてリスク資本計画及び統合的リスク管理施策を決定し、その管理状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。
- ③当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 経営会議を43回、取締役会を15回開催し、各々の規程の定めに基づいて、付議・報告をいたしました。
 - イ. 取締役会において中期経営計画に基づく業務運営方針を決定し、その進捗状況を四半期に1回取締役会に報告いたしました。
 - ウ. 取締役および使用人は、各担当部門の業務執行状況を月に1回取締役会に報告いたしました。
- ④当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役会において「コンプライアンス統合プログラム」並びに「コンプライアンス個別プログラム」を決定し、その運営・管理全般の状況について半期に1回取締役会に報告いたしました。
 - イ. コンプライアンスに関する研修を4回開催し不祥事防止及び情報漏えい・紛失事故防止等について周知・徹底いたしました。
- ⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当行は、子会社から月に1回当該子会社の取締役会における決議・報告事項について報告を受けました。
 - イ. 子会社・関連会社に関する規程に基づき、子会社から経営方針及び重要事項、人事・財務に関する事項、リスク管理に関する事項、コンプライアンスに関する事項等について報告を受けました。
- ⑥当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で取締役会が監査役補助者を決定することとしておりますが、監査役からの求めはありませんでした。

- ⑦当行の監査役への報告に関する体制
- ア. 当行の取締役会には全ての監査役が、経営会議には常勤監査役が出席し、当行の取締役及び使用人が必要な報告をいたしました。
 - イ. 当行の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。
 - ウ. 当行の子会社の取締役及び使用人は、各監査役から報告の要請があったものに対して必要な報告をいたしました。
- ⑧前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 監査役に報告を行った者が不利な取扱いを受けない旨を内部通報処理規程及びコンプライアンス規程に定め、これを行内に周知いたしました。
- ⑨当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 監査役の職務の執行について生ずる費用については、全て当行が負担いたしました。
- ⑩その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席いたしました。
 - イ. 業務監査室は、監査役に対して経営監査、拠点監査に係る実施計画及び各監査の実施状況について報告いたしました。
 - ウ. 会計監査人は、監査役に対して会計監査計画及び監査結果について報告いたしました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第172期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	46,639	預 金	467,759
現 金	4,807	当 座 預 金	54,813
預 け 金	41,832	普 通 預 金	148,598
金 銭 の 信 託	628	貯 蓄 預 金	1,959
有 価 証 券	122,275	通 知 預 金	382
国 債	28,206	定 期 預 金	257,580
地 方 債	2,395	定 期 積 立 預 金	3,058
社 債	9,830	そ の 他 の 預 金	1,364
株 式	617	借 入 金	34,156
そ の 他 の 証 券	81,225	借 入 金	34,156
貸 出 金	336,877	そ の 他 の 負 債	896
割 引 手 形	1,698	未 決 済 為 替 借 入	120
手 形 貸 付	6,434	未 払 法 人 税 等	49
証 書 貸 付	269,039	未 払 費 用	461
当 座 貸 越	59,704	前 払 受 取 益	138
そ の 他 の 資 産	4,795	給 付 補 填 備 金	0
未 決 済 為 替 貸 入	22	リ ー ス 債 務	45
前 払 費 用	63	資 産 除 去 債 務	45
未 収 収 益	532	そ の 他 の 負 債	36
そ の 他 の 資 産	4,176	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	21
有 形 固 定 資 産	7,254	偶 発 損 失 引 当 金	134
建 物	4,521	役 員 株 式 給 付 引 当 金	64
土 地	1,649	業 績 連 動 賞 与 引 当 金	1
リ ー ス 資 産	40	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	191
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,041	支 払 承 諾	4,985
無 形 固 定 資 産	541	負 債 の 部 合 計	508,210
ソ フ ト ウ ェ ア	528	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	13	資 本 金	7,886
前 払 年 金 費 用	172	資 本 剰 余 金	1,722
繰 延 税 金 資 産	116	利 益 剰 余 金	6,658
支 払 承 諾 見 返	4,985	利 益 準 備 金	833
貸 倒 引 当 金	△3,141	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,824
資 産 の 部 合 計	521,145	別 途 積 立 金	2,072
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,752
		自 己 株	△84
		株 主 資 本 合 計	16,182
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,629
		土 地 再 評 価 差 額 金	381
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△3,247
		純 資 産 の 部 合 計	12,935
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	521,145

第172期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	7,886	1,722	1,722	813	2,072	3,585	6,470	△88	15,991
当期変動額									
剰余金の配当						△99	△99		△99
利益準備金の積立				19		△19	—		—
当期純利益						280	280		280
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								4	4
土地再評価差額金の取崩						6	6		6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	19	—	167	187	4	191
当期末残高	7,886	1,722	1,722	833	2,072	3,752	6,658	△84	16,182

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	337	388	726	16,717
当期変動額				
剰余金の配当				△99
利益準備金の積立				—
当期純利益				280
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				4
土地再評価差額金の取崩				6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,967	△6	△3,974	△3,974
当期変動額合計	△3,967	△6	△3,974	△3,782
当期末残高	△3,629	381	△3,247	12,935

第172期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	46,791	預 金	467,275
金 銭 の 信 託	628	借 用 金	35,282
有 価 証 券	121,833	そ の 他 負 債	1,061
貸 出 金	334,552	睡眠預金払戻損失引当金	21
リース債権及びリース投資資産	3,670	偶 発 損 失 引 当 金	134
そ の 他 資 産	5,637	役 員 株 式 給 付 引 当 金	64
有 形 固 定 資 産	7,280	業 績 連 動 賞 与 引 当 金	1
建 物	4,521	再評価に係る繰延税金負債	191
土 地	1,649	支 払 承 諾	4,985
リ ー ス 資 産	2	負 債 の 部 合 計	509,018
その他の有形固定資産	1,106	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	549	資 本 金	7,886
ソ フ ト ウ ェ ア	531	資 本 剰 余 金	1,722
リ ー ス 資 産	4	利 益 剰 余 金	7,652
その他の無形固定資産	13	自 己 株 式	△84
退 職 給 付 に 係 る 資 産	309	株 主 資 本 合 計	17,177
繰 延 税 金 資 産	117	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,629
支 払 承 諾 見 返	4,985	土 地 再 評 価 差 額 金	381
貸 倒 引 当 金	△3,290	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	95
資 産 の 部 合 計	523,065	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△3,152
		非 支 配 株 主 持 分	21
		純 資 産 の 部 合 計	14,046
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	523,065

第172期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

	金	額
経常収益		8,210
資金運用収益	5,120	
貸出金利息	4,057	
有価証券利息	977	
預金の利息	84	
その他の受入利息	1	
役務の取引等収益	921	
その他の他業業務収益	153	
その償却債権取立	2,014	
その他の経常収益	8	
経常費用	2,005	
資金調達費用	376	
預借取引支払利息	369	
債券貸借取引支払利息	0	
借入金利息	6	
役務の取引等費用	708	
その他の他業業務費用	19	
その貸倒引当金繰入	4,264	
その他の他業業務費用	2,555	
その償却債権取立	739	
その他の経常費用	1,815	
経常利益		285
特 固 定 資 産 処 分 益	21	21
特 固 定 資 産 処 分 損	0	14
減損	13	
税金等調整前当期純利益		291
法人税、住民税及び事業税	39	
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	△6	
法人税等調整額	△35	
当期純利益		△3
非支配株主に帰属する当期純利益		294
親会社株主に帰属する当期純利益		0
		294

第172期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,886	1,722	7,450	△88	16,970
当期変動額					
剰余金の配当			△99		△99
親会社株主に帰属する当期純利益			294		294
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				4	4
土地再評価差額金の取崩			6		6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	201	4	206
当期末残高	7,886	1,722	7,652	△84	17,177

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	337	388	116	842	21	17,835
当期変動額						
剰余金の配当						△99
親会社株主に帰属する当期純利益						294
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						4
土地再評価差額金の取崩						6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,967	△6	△20	△3,994	0	△3,994
当期変動額合計	△3,967	△6	△20	△3,994	0	△3,788
当期末残高	△3,629	381	95	△3,152	21	14,046

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行
取締役会 御中

2022年5月11日

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 豊和
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 炭 廣 慶 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島根銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第172期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社島根銀行
取締役会 御中

2022年5月11日

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川 智哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 豊和
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 炭 廣 慶 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島根銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島根銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第172期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社島根銀行 監査役会

常勤監査役 片 寄 直 樹 ㊟

社外監査役 周 藤 智 之 ㊟

監 査 役 多 々 納 道 子 ㊟

社外監査役 市 川 亨 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行の利益配分につきましては、公共性・社会性を強く認識し、地域金融機関としての使命を遂行しながら、確固とした経営基盤に基づき自己資本充実を図り、経営体力に見合った配当を実施することを基本方針としております。

つきましては、次のとおり配当を実施させていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金5円

当行A種優先株式1株につき金5円78銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は47,511,016円となります。(普通株式42,072,960円、A種優先株式5,438,056円)

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

1. 定款変更の目的

当行を取り巻く市場環境等に応じて、地域社会において継続的かつ円滑に金融仲介機能を発揮していくため、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、資本戦略の選択肢の一つとして、以下のとおり、新たな種類の株式としてのB種優先株式の発行を可能にするために諸規定の追加を行うものです。

なお、B種優先株式の内容の一部については、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

(1) 新たな株式の種類としてB種優先株式を追加するため、現行定款第6条にB種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するとともに、普通株式の交付と引き換えの取得に備えて普通株式の発行可能種類株式総数を増加させ、発行可能株式総数も増加させるものであります。

(2) 変更案第2章の3においてB種優先株式を追加するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示す。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1,860万株</u> とする。 2. 当銀行の発行可能種類株式総数は普通株式 <u>1,860万株</u> 、A種優先株式1,860万株とする。	(発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3,740万株</u> とする。 2. 当銀行の発行可能種類株式総数は普通株式 <u>3,740万株</u> 、A種優先株式1,860万株、 <u>B種優先株式1,860万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当銀行の <u>普通株式およびA種優先株式</u> の単元株式数は、それぞれ、100株とする。	(単元株式数) 第7条 当銀行の <u>全ての種類の株式</u> の単元株式数は、それぞれ、100株とする。
第8条～第11条の3 (条文省略)	第8条～第11条の3 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="329 163 573 190">第2章の2 優先株式</p> <p data-bbox="158 228 589 255">第11条の2～第11条の10 (条文省略)</p> <p data-bbox="158 293 743 798">第11条の11 当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日(以下「一斉取得日」という。)に、A種優先株式(一斉取得日の前日までに、第11条の9に従って普通株式を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式または第11条の10に定める金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われたA種優先株式を除く。)の全てを取得するのと引換えに、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該A種優先株主に対して、当銀行の普通株式を交付する。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>	<p data-bbox="911 163 1200 190">第2章の2 A種優先株式</p> <p data-bbox="763 228 1218 255">第11条の2～第11条の10 (現行どおり)</p> <p data-bbox="763 293 1348 768">第11条の11 当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日に、A種優先株式(当該日の前日までに、第11条の9に従って普通株式を対価とする取得請求権が行使されたA種優先株式または第11条の10に定める金銭を対価とする取得条項に基づく取得が行われたA種優先株式を除く。)の全てを取得するのと引換えに、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める条件をもって、当該A種優先株主に対して、当銀行の普通株式を交付する。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>

現行定款	変更案
<新設>	<p>(非累積条項)</p> <p>第11条の14 ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p>
<新設>	<p>(非参加条項)</p> <p>第11条の15 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
<新設>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の16 当銀行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める条件をもって、金銭を支払う。</p> <p>2. B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</p>
<新設>	<p>(議決権)</p> <p>第11条の17 B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>

現行定款	変更案
<新設>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第11条の18 <u>当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
<新設>	<p>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</p> <p>第11条の19 <u>当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p>2. <u>当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>
<新設>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の20 <u>当銀行は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p>2. <u>当銀行は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p>

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の21 当銀行は、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日に、B種優先株式（当該日の前日までに当銀行に取得されたB種優先株式を除く。）の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>
<p><新設></p>	<p>(譲渡制限)</p> <p>第11条の22 B種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。</p>
<p><新設></p>	<p>(優先順位)</p> <p>第11条の23 A種優先株式およびB種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p>

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（2019年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。
 （下線部分は変更箇所を示す。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条（条文省略）	第12条～第13条（現行どおり）
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	<削除>
<u>第14条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現行定款	変更案
<p data-bbox="405 167 500 193"><新設></p> <p data-bbox="160 485 485 511">第15条～第19条 (条文省略)</p> <p data-bbox="281 550 621 576">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="160 615 485 641">第20条～第32条 (条文省略)</p> <p data-bbox="281 680 621 706">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="160 745 485 771">第33条～第42条 (条文省略)</p> <p data-bbox="341 810 560 836">第6章 計 算</p> <p data-bbox="160 875 485 901">第43条～第47条 (条文省略)</p> <p data-bbox="412 940 489 966">附 則</p>	<p data-bbox="777 167 969 193">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="765 198 1351 288">第14条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="792 293 1351 444">2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="765 485 1112 511">第15条～第19条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="886 550 1226 576">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="765 615 1112 641">第20条～第32条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="886 680 1226 706">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="765 745 1112 771">第33条～第42条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="946 810 1165 836">第6章 計 算</p> <p data-bbox="765 875 1112 901">第43条～第47条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1017 940 1094 966">附 則</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="405 163 500 187"><新設></p>	<p data-bbox="763 163 1348 414"><u>第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（2019年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="792 420 1348 606">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会（種類株主総会を含む。次項においても同じ。）については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="792 612 1348 704">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の 種 類 及び数	当行との 特別の 利害関係
1	すず き よし お 鈴木 良 夫 (1953年12月16日生)	1976年 4月 当行入行 2006年 6月 当行取締役本店営業部長 2008年 7月 当行取締役出雲支店長 2010年 6月 当行常務取締役 2015年 6月 当行常務取締役退任 2015年 6月 松江リース株式会社 代表取締役社長 2017年 6月 当行代表取締役頭取 (現任)	株 普通株式 2,165	なし
	<p><取締役候補者とした理由> 鈴木良夫氏は、2015年6月まで当行の常務取締役であり、その後、2015年6月から2017年6月まで、当行の連結子会社である松江リース株式会社の代表取締役を務め、さらに、2017年6月からは当行代表取締役を務めており、その職務、職責を適切に果たしております。これらの経験、知見に基づき、取締役として当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としたものです。</p>			
2	なが おか かず ひこ 長 岡 一 彦 (1967年6月2日生)	1991年 4月 当行入行 2008年 7月 当行リスク管理室次長 2013年 7月 当行リスク管理室上席次長 2014年 7月 当行リスク管理室室長 2016年 7月 当行総合企画グループ部長 2020年 6月 当行取締役常務執行役員 (現任)	株 普通株式 628	当行との間に通常の銀行取引があります。
	<p><取締役候補者とした理由> 長岡一彦氏は、リスク管理室、総合企画グループの部室長を務めるなど、銀行業務に精通しております。また、2020年から取締役を務め、その職務、職責を適切に果たしております。これらの経験、知見に基づき、取締役として当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としたものです。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の 種 類 及び数	当行との 特別の 利害関係
3	※ の つ かず ひと 野 津 一 人 (1967年3月12日生)	1990年4月 当行入行 2013年7月 当行江津支店長 2016年7月 当行安来支店長 2018年7月 当行業務企画グループ部長 2020年6月 当行営業推進グループ部長 2021年4月 当行本店営業部長 2021年6月 当行執行役員本店営業部長 (現任)	株 普通株式 2,390	当行との 間に通常 の銀行取 引があり ます。
<取締役候補者とした理由> 野津一人氏は、業務企画グループ、営業推進グループの部室長、営業店長を務めるなど、銀行業務に精通しております。また、2021年6月より執行役員を務め、その職務、職責を適切に果たしております。これらの経験、知見に基づき、取締役として当行の持続的な成長と企業価値の向上へ貢献できると判断し、新任の取締役候補者としたものです。		1974年4月 島根県信用保証協会入協 1993年4月 経営相談室室長 2001年11月 社会福祉法人隠岐共生学園 理事 (現任) 2004年4月 業務統括部長 2008年4月 常勤理事 2012年4月 常務理事 2014年4月 専務理事 2016年3月 島根県信用保証協会退任 2016年4月 有限会社日建商事 代表取締役 (現任) 2019年6月 当行取締役 (現任)	株 普通株式 531	なし
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 名越昇氏は、島根県信用保証協会において専務理事を務められ、長きに亘り地元事業者と金融機関との金融の円滑化に携わっております。その豊富な経験・知見を活かし、当行の経営に対して有益な助言やご指摘をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としたものです。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の 種 類 及び数	当行との 特別の 利害関係
		2018年11月 SBIセキュリティ・ソリューションズ(株) 取締役 (現任) 2019年12月 当行取締役 (現任) 2020年 4月 SBI地銀ホールディングス(株)代表取締役 (現任) 2021年 6月 SBIグローバルアセットマネジメント(株) 取締役 (現任) 2021年 6月 SBIデジタルアセットホールディングス (株)取締役 (現任) 2021年 6月 SBIネオファイナンシャルサービシーズ (株)取締役 (現任) 2021年 9月 SBINFT(株)取締役 (現任) 2022年 2月 (株)SBI貯蓄銀行取締役 (現任)		
		<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 森田俊平氏は、SBIホールディングス株式会社において、2011年10月から最高財務責任者としてSBIグループの経営戦略を経理・財務面から支えてこられました。特に、財務および会計分野における相当の専門知識に加え、高い倫理観を有しておられ主要な子会社の取締役を務め、SBIグループの持続的な企業価値向上に貢献されております。また、SBI地銀ホールディングス(株)の代表取締役として、地方創生および投資した地域金融機関の価値向上に取り組んでおられます。その豊富な経験と知見を活かし、当行の経営に対して有益な助言やご指摘をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としたものです。		

(ご参考)

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

(注) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。なお、下記マトリックスは、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではなく、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を記載しております。

氏名	属性	求める専門性・経験等				
		企業経営	金融・経済	財務・会計	法務・リスク管理	サステナビリティ
鈴木良夫		●	●			●
長岡一彦		●	●		●	●
野津一人		●	●			●
名越昇	社外・独立役員	●	●			●
森田俊平	社外	●	●	●		●
浅枝芳隆	社外・独立役員	●		●		●
片寄直樹		●	●	●		●
周藤智之	社外・独立役員			●		●
多々納道子						●
市川亨	社外・独立役員		●		●	●

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2021年6月24日開催の第171期定時株主総会において選任いただきました補欠監査役福島薫氏の選任の効力が失効いたしますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の 種類 及び数	当行との 特別の 利害関係
ふくしま かおる 福島 薫 (1962年11月28日生)	1985年4月 島根県県庁 入庁 2005年3月 島根県県庁 退職 2006年10月 弁護士登録 (島根県弁護士会) 2007年10月 日本司法支援センター常任弁護士 2011年1月 福島法律事務所所長 (現任) 2015年4月 松江地方 (家庭) 裁判所民事 (家事) 調停委員 (現任) 2018年4月 日本司法支援センター島根地方事務所長 (現任)	なし	なし
<補欠の社外監査役候補者とした理由> 福島薫氏は、島根県職員として行政に携わられた後、日本司法支援センター島根地方事務所長を歴任するなど、弁護士として、豊富な経験・知見を有しておられます。専門家としての立場から取締役の職務執行の監督を、的確、公正かつ効率的に遂行していただけると判断し、補欠の社外監査役候補者としたものです。			

(注) 1. 福島薫氏は、社外監査役候補者であります。

2. 同氏が監査役に就任された場合、東京証券取引所の規則に定める独立役員として指定する予定であります。

3. 同氏が監査役に就任された場合、当行は同氏との間で会社法第427条第1項及び定款第42条第2項の規定に基づき、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

種類株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 定款一部変更の件

本定時株主総会株主総会参考書類43頁から48頁に記載の第2号議案「定款一部変更の件（1）」の内容と同一であります。

以 上

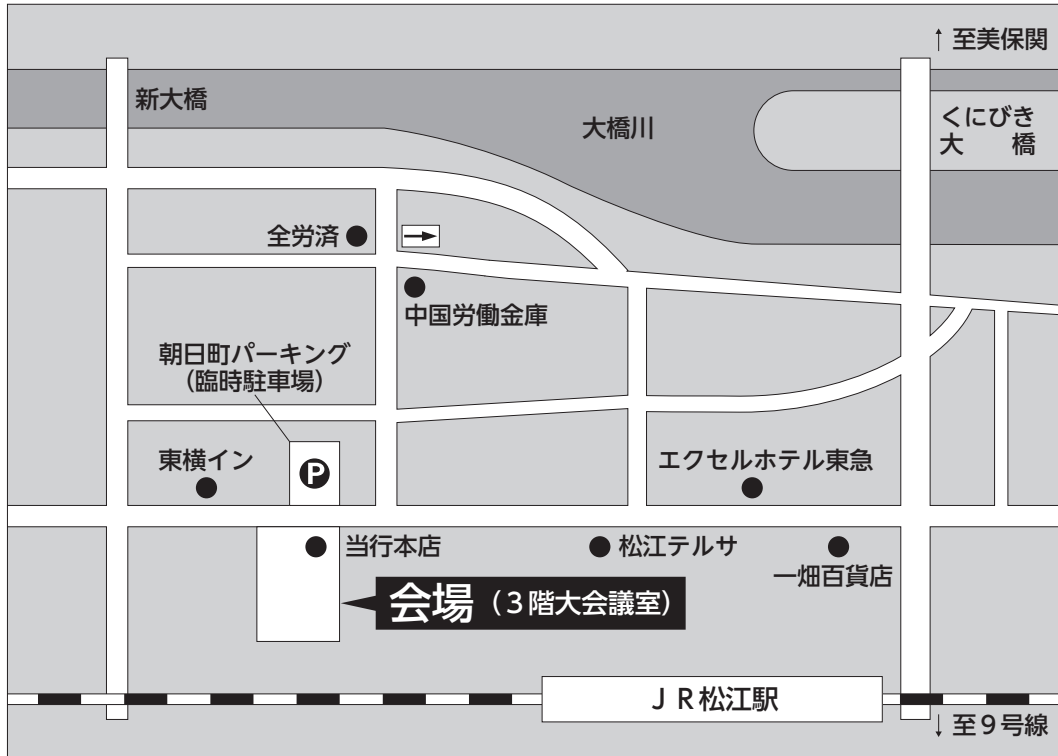
会場ご案内略図

当行 本店

(3階大会議室)

〒690-0003 島根県松江市朝日町484番地19

■JR松江駅より徒歩3分■



※臨時駐車場として朝日町パーキングを準備しておりますが、収容台数に限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

【しまぎんSDGs宣言の取り組み】

当行は、しまぎんSDGs宣言のもと、地域社会の持続的発展に貢献していくため、環境に配慮した取り組みを行っており、本招集ご通知は、和紙綴じ製本技術を採用しております。